

第二百四回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録 第 十 一 号

令和三年四月二十日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 左藤 章君

理事 青山 周平君 理事 池田 佳隆君

理事 小淵 優子君 理事 神山 佐市君

理事 原田 憲治君 理事 菊田真紀子君

理事 牧 義夫君 理事 浮島 智子君

理事 安藤 裕君 理事 石川 昭政君

上杉謙太郎君 大串 正樹君

櫻田 義孝君 繁本 護君

柴山 昌彦君 高木 啓君

谷川 弥一君 中村 裕之君

根本 幸典君 馳 浩君

福井 照君 船田 元君

古田 圭一君 三谷 英弘君

村井 英樹君 山本ともひろ君

吉良 州司君 下条 みつ君

寺田 学君 中川 正春君

谷田川 元君 山内 康一君

吉川 元君 笠 浩史君

古屋 範子君 鰐淵 洋子君

畑野 君枝君 藤田 文武君

白須賀貴樹君

文部科学大臣政務官 鰐淵 洋子君

文部科学大臣政務官 三谷 英弘君

兼内閣府大臣政務官

参考人 (国立大学法人東北大学総 大野 英男君

長)

参考人 (明治学院大学社会学部教 石原 俊君

授)

参考人 (北海道大学大学院教育学 光本 滋君

研究院准教授)

文部科学委員会専門員 但野 智君

委員の異動

四月二十日

辞任

尾身 朝子君

同日

辞任

高木 啓君

補欠選任

高木 啓君

補欠選任

尾身 朝子君

本日の会議に付した案件

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○左藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本案審査のため、参考人として、国立大学法人東北大学総長大野英男君、明治学院大学社会学部教授石原俊君及び北海道大学大学院教育学研究准教授光本滋君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本案につきましても、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に對してお答えいただきますと存じます。

た、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず大野参考人をお願いいたします。

○大野参考人 皆様、おはようございます。東北大学総長の野野山英男でございます。

本日は、国立大学法人法の一部を改正する法律案の御審議に当たり、このような機会を頂戴し、誠にありがとうございます。左藤委員長を始め、衆議院文部科学委員会の委員の皆様には、厚く御礼を申し上げます。

私からは、まず、東北大学がそもそもどういう大学であるかを最初に御説明した後、意見を述べさせていただきます。

東北大学は、今から百十四年前、一九〇七年、明治四十年でございすけれども、杜の都仙台の地に、東京大学そして京都大学に続く第三の研究型総合大学として創設されております。以来、研究第一、門戸開放、そして実学尊重の三つの理念を掲げ、世界をリードする研究成果を上げるとともに、多くの指導的人材を輩出してまいりました。

研究第一の理念に関しましては、創設当時から、我が国の俊英を集める、それだけではなくて、世界からも広く優秀な人材を集めてきてございます。

初代総長の沢柳政太郎は、新設された東北帝国大学理科大学に、実はアルベルト・アインシュタインをリクルートしようとしたと、破格の待遇で、残念ながらこれは実現しませんでした。が、アインシュタインがノーベル賞を取りました直後の一九二二年には、来日された折に本学を訪問して、愛知敬一あるいは本多光太郎といった本学を代表する教授たちと面談をしていただいております。

でございます。このスピリットが今でも生きていっているところでございます。

第二の、門戸開放に関しましては、一九一三年に、本学は我が国の大学で初めて、女子学生を三名、入学を認めてございます。加えて、設立当初から、他の帝国大学が門戸を閉ざしていた、旧制高校以外の、例えば高等師範学校などの卒業生に門戸を開き、また、留学生も多く受け入れてまいったところでございます。

このように、門戸開放の理念というのは、今の言葉で言えばダイバーシティでございます。本学はダイバーシティを理念に掲げ、一世紀以上わたって実践してまいったところでございます。

第三の、実学尊重に関しましては、基礎研究から応用研究まで、研究成果を広い意味でのイノベーションにつなげてきた伝統、それを意味してございまして、社会を変革する駆動力が大学に期待される今、非常に、ますます重要になってきている理念だと考えてございます。

東北大学は、現在、十の学部、十五の研究科、そして三つの専門職大学院、六つの附置研究所、そして病院で構成されていまして、学部学生が一万人強、正規学生の外国人留学生が二千人、大学院生も含めると学生数は一万八千人、そういう規模の大学でございます。

現在、日本を代表する研究大学には、世界の主要大学と伍して、グローバルな視点から更なる発展を遂げることが求められております。本学は、二〇一七年に、その第一陣となる最初の三つの指定国立大学法人の一つとして指定を受けているところでございます。

この三月に、私たちは東日本大震災から十年を迎えております。東北大学は、東日本大震災の被災地の中心にある総合大学といたしまして、大震

災からの復興を先導し、日本の再生の先駆けとなるべく、震災発生直後の二〇一一年四月には、いち早く災害復興新生研究機構を創設し、十年にわたって八つの大型研究プロジェクトや復興アクション・〇〇プラスなど、数多くの取組を推進してきたところでございます。東北大学にとつてこの十年間は、社会と共にある大学というアイデンティティを確立した期間でもございます。

このような社会課題に向き合う大学の成果を、持続可能でレジリエントなグリーン未来社会の構築に向けて生かすために、カーボンニュートラルもこれに含まれますけれども、この四月には、グリーン未来創造機構を創設してございます。二〇一五年には、国際社会では、持続可能な開発目標、SDGs、あるいはパリ協定、そしてそれに並ぶ世界の三大アジェンダの一つとして仙台防災枠組が制定されたところでございますけれども、これに関して、私ども、このグリーン未来創造機構において、人文社会科学も含めた総合知をもつてアプローチし、多くのステークホルダーにも参画していただく、そういう機構にして、更にこの取組を発展させていきたいと考えております。

震災復興は、元に戻すだけではなくて、若者の未来が輝くような形にしなければなりません。このために、この後で述べます成長する公共財としての研究大学が重要だと私ども考えるように至っております。

私自身は、二〇一八年に第二十二代の東北大学総長に就任いたしました。それから三年間、特にこの一年余りは、コロナ禍の激動の中で、世界の研究大学に伍する研究大学として役割を果たすべく、日々取り組んでまいったところでございます。

このような立場から、本日はお話をさせていただければと思います。

さて、私が総長になって三年、今年四目でございますけれども、この間、私どものような研究大学は、成長する公共財になるべきであると常に考えて大学経営に当たってまいりました。それは、

創立以来、未来社会に向けた変革とイノベーションを先導してまいりました東北大学が、成長する公共財として、持てる力を社会に役立て、社会からの支援も得て、我々自身も成長し、社会変革を先導する存在とならなければならないということでございます。

世界に目を向けてみますと、研究大学がイノベーションを駆動する重要なプレーヤーやハブになっている例がござります。例えば、イギリスのケンブリッジ大学の周辺、あるいはアメリカのボストン、これはMIT、ハーバードが研究大学となるわけですが、そういう研究大学を中心としてライフ系のイノベーションエコシステムができ、大企業やスタートアップ、ベンチャーキャピタルも巻き込んで、大きなうねりが起こっているところでございます。

このような社会との共創は、大学の規模の成長となつて表れるわけでございます。実際、ケンブリッジ大学やオックスフォード大学は、過去十五年ほどでその予算規模を三倍程度に大きくしてきてございます。すなわち、社会との共創の拡大が大学の規模の拡大となつて表れているわけでございます。これを、成長する公共財と私は呼んでいます。ところでございます。

一方で、我が国の研究大学は、例えば本学は、この間に、十五年間で一三％の成長であつて、このような役割を十分に果たせていないと考えております。日本の高等教育機関、特に研究大学の果たすべき役割についての認識がまだまだ変化をしていないということに加えて、様々な抑制的規制が課題であると考えてございます。

私は、この知識集約型社会において、国立大学は、国のインフラとしての普遍的な教育、研究の使命に加えて、ポストコロナの予測困難な時代にあつて、新たな価値を創造し、その応用展開によつて社会変革、イノベーションを先導する、そういった新たな役割、これを、成長する公共財につながる大学の機能拡張と呼びますけれども、が求められていると考えてございます。

国立大学法人が、そのような機能を拡張し、社会変革を駆動する成長する公共財となるには、迅速な経営判断に基づく自律的かつ戦略的な経営が必要になります。このために、多様なステークホルダーとの双方対話を重視する、私の言葉で言いますと、エンゲージメント型経営を実現すべきだと考えてございます。そのような経営を進める中で、タイムリーに価値を創造して社会にお渡しし、その社会から相応の支援を得ることで、学生諸君も含めた一人一人の構成員が自由闊達に多様な個性を発揮しつつ最大のパフォーマンスを上げ、更に大学自身も力強く発展していく、そういう好循環システムが実現されると考えてございます。そのための法的枠組みを是非実現していただきたいと考えています。

今申し上げたエンゲージメントというのは、単なる対話という意味ではなくて、お互いがそれぞれに主体的に強く関与し、相互理解を獲得して責任を果たす関係を言っております。このような関係を構築していくには、法人としての積極的な情報公開や意思決定プロセスの可視化などを通じて、経営の透明性を高めるということを行うとともに、法人自身による是正の仕組みが内在化されたガバナンスを構築することが必要であると考えております。

そのような観点から、今回、中期目標、中期計画に關しましては、簡略でストーリーを重視した公約にさせていただきます。その指標の可視化によつて結果責任を明確化するとともに、現在様々な形で行われている国による評価全体については、簡素化することが望ましいと考えてございます。今、実際、評価対応に費やしている法人のリソース、それを、多様なステークホルダーとの対話、エンゲージメントに振り向けることがこれによつて可能となると考えております。

より研究を志向する国立大学法人が、まず先頭に立つて成長する公共財となり、世界の研究大学と伍していき、国立大学法人全体としての道を開いていく、そういうためには、法人の経営裁量を

拡大する規制緩和、そしてそれに伴うガバナンス体制の整備、そして先行投資財源が不可欠であると考えています。

従来型の共同研究を超えた他の組織との本格的共同事業や、そのためのジョイントベンチャー向けファンド、戦略的なアセットマネジメントなど、各種の社会共創事業に対して国立大学法人が出資可能になれば、国立大学法人の社会的貢献機能の大幅な強化による新たな社会価値創造につながり、さらには、これまで申し上げてきた、成長する公共財となるための財源の多様化にも資すると考えてございます。

今回の改正により、この点が一歩前進いたします。積極的に未来を切り開く大学を後押しする、意義のある御提案と考えてございます。

最後に、グローバルな視点について申し添えます。高等教育は、グローバルな視点で考えなければなりません。学生の獲得一つを取ってみても、世界からその大学に行きたいと思つてもらえるような教育と研究を行うことで、卓越した留学生を引きつけ、それがひいては我が国の若者たちにとつて、その卓越した留学生がたくさんいるという環境を整えることによって、我が国の若者たちに格好の、切磋琢磨するグローバルな場の提供につながると考えてございます。

その意味で、国立大学法人の環境を変える施策は、ポストコロナに向けて急激に変貌する世界の高等教育を見据えたスピードが極めて重要だと考えてございます。

国立大学が、国内外の社会の変化に対応し、そして対応するだけではなくてその変化を先導できるように、今後も継続して、大学の変革や戦略的経営の観点から、必要な制度見直しを迅速に進めるべきだと考えております。

以上、まとめますと、国立大学の自浄能力を高めるガバナンスの実現、そしてそのガバナンスを前提とした上で、自律性を高めた経営裁量の拡大により財務基盤強化を図ることを目指した今回の

制度改革は、極めて時宜を得たものであると考えてございます。

以上、本法案について、私の考えるところを申し述べさせていただきます。

本日は、大変貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。(拍手)

○左藤委員長 大野参考人、ありがとうございます。

次に、石原参考人をお願いいたします。

○石原参考人 おはようございます。明治学院大学の石原俊でございます。

本日は、貴重なこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

社会学、特に歴史社会学を専門としておりまして、日本における大学ガバナンスの歴史や現状についても論文や記事を書いております。よろしくお願いいたします。

今回の国立大学法人法改正の諸論点のうち、学長選考・監察会議の権限、役割と、大学ガバナンスをめぐる論点に絞って意見を述べていただきます。

まず、学長選出方法等の変遷と題したチャートに掲載している資料を御覧ください。A三になっております。

国立大学において、学長選出方法やガバナンスの在り方がこの十七年でドラスチックに変わった、百八十度とまで言わなくても百五十度くらい変わったということが御理解いただけることだと思います。

時期区分の①、すなわち一九四九年から二〇〇四年、半世紀以上に及ぶ国立大学の時代には、学長選考は、まず教員投票が行われ、その結果に基づいて、学内の最高意思決定機関である評議会が学長を指名していました。このシステムは、教育公務員特例法によって裏づけられていました。

時期区分の②になりますが、すなわち二〇〇四年の国立大学法人化後、前回の重要な国大改正、施行があった二〇一五年までの期間は、学長選考の在り方が大きく変わり、学長選考会議が学

長を選考することになりました。学長選考会議の委員は、教育研究評議会と、それから法人化で新設された経営協議会からそれぞれ同数ずつ、そして役員会からも理事を数名加えることができると定められました。

ここで重要なポイントは五点あります。

第一に、この段階ではほとんどの大学で教職員投票は意向投票という形で残ったものの、学長選考会議が意向投票の結果を覆す事例が徐々に増えてきました。

第二に、学長選考会議委員を送り出す教育研究評議会の評議員の何割かが、学長が指名した理事から選ばれるようになりました。

第三に、経営協議会は、外部人材、すなわち政官財界出身者などが半数とされ、外部委員については学長が教育研究評議会の意見を聞いて任命する一方で、内部委員については全員が学長による指名で選ばれることになりました。

第四に、全員が学長の指名によって選ばれる理事、すなわち役員会の構成員について、学長選考会議の委員の三分の一未満であれば占めてよいということになりました。

第五に、学長選考会議に学長自身が委員として参加できるということになりました。

まとめますと、時期区分②においては、学長自身が間接的に選んだ委員が過半数又はそれに近い割合を占める学長選考会議が、学長を選考する体制になったと言えます。

そして、時期区分の③、右側になりますが、二〇一五年に前回の重要な国大法の改正、施行があつてから現在までですが、②の時期に対して、主に次の四点が変わりました。

第一に、これが最も重要な点ですが、教職員の意向投票等を廃止する大学が増えました。また、意向投票等を維持している諸大学においても、投票結果の尊重規定が廃止されていきました。その結果、学長選考会議の権限が強大化しました。

第二に、これも非常に重要な点ですが、学長自身の権限が強大化したということです。一つは、

学長の再任回数制限が撤廃されるなどして、学長の長期政権又は事実上の終身化さえ可能な大学が増えてきました。もう一つは、国大法と併せて学校教育法が改正され、各部署の教授会が、重要な事項を審議する機関から、学長に意見を述べる、あるいは学長や学部長の諮問事項を審議する機関に格下げされ、学長の権限が非常に大きくなりました。

第三に、学長選考会議委員を送り出す教育研究評議会の評議員の多数を占める学部長などが、部署の教員投票、すなわち教授会メンバーの投票に基づくことなく、学長による直接の指名で選ばれることになりました。

第四に、経営協議会の委員の過半数が外部人材とされ、政官財界出身者の大学経営への影響力がより強まりました。

まとめますと、時期区分③においては、多くの大学で、学長自身が間接的に選んだ委員が学長選考会議の過半数を占めるようになったわけです。そして、学長選考会議と学長自身の両方の権限が更に強まった、そのように総括できます。

さて、もう一枚の、お配りしている文字が並んでいる方の資料を御覧ください。

今般の国大改正案における学長選考・監察会議の権限、役割に関して、まず、評価できる点について述べていただきます。

第一に、学長自身が学長選考・監察会議の委員になれることになりました。

第二に、学長が指名した理事を、学長選考・監察会議の委員に加えるときには、教育研究評議会によって選出された者に限ることとしました。

第三に、学長が法令違反や不当行為をなしたとき、あるいは学長の解任要件に該当するおそれがあると認められる場合に、監事がこれを学長及び学長選考・監察会議に報告し、更に文部科学大臣に報告すること、また、学長選考・監察会議が学長に対して職務執行状況について報告を求めることとしました。

人化以降、学長の権限はどんどん強大化する一方で、学長の過剰あるいは不当な権力行使に対する牽制機能の整備は著しく立ち遅れてきたと言わざるを得ません。

したがって、今般の改正案の理念の部分、すなわち学長に対する牽制機能を強めるという方向性については、私は評価できると考えております。

他方で、今回の改正案は、多くの点で限界、さらには問題を抱えていることも指摘しておきたいと思えます。

第一に、新しい学長選考・監察会議が、学長の違法行為や不当な権力行使を牽制できるのかという問題です。

学長選考・監察会議の委員から学長自身を排除したことは評価できますが、これは現行の学長選考会議の体制が不適切なのでありまして、当たり前の改正であるにすぎないと言えます。

さきのチャートで見ましたように、学長選考・監察会議の委員を選出する教育研究評議会において、評議員の多数を占める重要部署の長の選出方法が、学長による直接指名、専決になりつつあります。その他の評議員も、学長が直接指名した理事から構成されている状態は変わりません。同じく、学長選考・監察会議の委員を選出する経営協議会においても、その半数又は半数近くを占める内部委員が学長の直接指名である状態が変わりません。

多くの大学において、学長選考・監察会議の過半数又はそれに近い委員が、学長が実質的に指名した人物で占められているため、自己体は変わらないわけです。

第二に、学長の法令違反や不当な権力行使を監視するべき監事の役割が適切に機能するのかわという問題があります。

監事については、従来、学長の推薦を踏まえて文部科学大臣が任命するという運用がなされてきました。今後もしそうした運用を前提とするのであれば、学長の意向を反映する形で選ばれた監事に、学長の違法行為や不当な権力行使の監視を任

せられるのか、これは疑問なしとしません。

昨年十月、筑波大学において、教職員からの意向聴取で約一・六倍の差をつけられて敗北した学長が、実質的に自らが任命した委員を多数含む学長選考会議によって学長に再任されました。その約半年前に、学長選考会議によって筑波大学学長の再任回数制限が廃止され、再任回数の上限に既に達していた現学長の再任が可能な状態がつくられていました。

また、再任決定の五日前、筑波大学は文部科学省指定国立大学法人に指定されました。そして、学長選考会議は、学長の再任の理由として、国立大学法人筑波大学の卓越性を高めることができることを挙げました。

しかし、指定国立大学法人の申請書類に記載された留学生数にいわゆる水増しがあるのではないかとという指摘が、法律家や専門家を含む学内外の有識者から寄せられています。

私は、ここでこの疑惑の内容について何らかの見解を述べるつもりはありませんが、重要な問題点として指摘しておきたいのは、本件について、本来役割を果たすべき学長選考会議や監事が何の発信も行っていないこと、また、本格的な調査に着手した形跡が見られないことです。

第三の問題点として、学長がリーダーシップを発揮するために、学内の構成員、とりわけ専任、常勤の教職員と、そして在学生からの信頼が不可欠なことは言うまでもありません。

ところが、今般の国大改正案においても、学内の重要な構成員である教職員や学生が学長選考・監事会議や監事に対して意見を述べる仕組みについて言及がありません。

先般、旭川医科大学の学長が、新型コロナウイルス感染者の受入れ方針をめぐって附属病院長や病院スタッフの多数と意見が対立し、実質的な学長の命令によって、かなり強引な形で病院長の解任が行われました。その後、旭川医科大学の教員を中心として、学長選考における意向聴取対象者の過半数が、学長解任を求める署名に名を連ねまし

た。

この件はマスメディアで大きく報じられ、国立大学の学長が強大な権限や権力を持つていること、国立大学法人において学長に対する教職員からの直接的な牽制機能がほぼなくなってしまうことが多くの一般市民に知られることとなりました。

チャートで見えてきましたように、この二十年近く、大学ガバナンスに関しては、学長や学部長、病院長の選出における教職員投票等の廃止や、投票結果の軽視、教授会の権限の縮小など、とにかくトップダウン化がよいんだという考え方で、ボトムアップの意思決定や意見表明の回路をどんどん縮小してきたわけです。その負の部分で、旭川医科大学の事例で白日の下にさらされたと言えるでしょう。

旭川医科大学の現状は、学長の意向と、それから教育、研究、診療の現場を担う教職員の多数の意向とが激しく乖離し、もはや修復不可能な水準に達していることを示しています。大学内部に日常的にボトムアップの意見表明や意思決定の回路が一定程度残されていたならば、学長はここまで信頼を失うことはなかったのではないのでしょうか。

以上、本改正案の限界や問題点について述べました。これを受けて、最後に、本改正案で果たされていない今後の課題について意見を述べさせていただきます。

第一に、学長選考・監事会議の委員が、学長の意向を付度する人物によって占められることのないように、透明性と中立性を持った方法で選ばれた仕組みをつくっていく必要があります。

また、学長選考・監事会議が学長の法令違反や不当行為について認定を行った際、また、その結果として学長の解任等を行った際、公正性が担保されているかについて、学内構成員や市民が判断できる程度には情報公開が行われ、透明性が確保される必要があります。

先般の北海道大学における総長解任の際には、学内構成員に対してさえ情報公開が不十分であっ

たために、様々な疑念が広がる結果となりました。

第二に、監事についても、学長の意向を付度する人物によって占められることのないように、透明性と中立性を持った方法で選ばれた仕組みを早急に整備しなくてはなりません。

昨年十二月に国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議が取りまとめた国立大学法人の戦略的経営実現に向けてでは、監事について、「その候補者の選定に当たっては、多様なステークホルダーの協力・助言を得て人選を行い、その選定過程や結果を広く公表するなど、責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。」としています。

また、学長や理事、その他大学執行部メンバーに法令違反や不当行為などがあつた場合、コンプライアンス窓口やあるいはハラスメント窓口を通じて学内外からの申立てを受け付ける体制も早急に国立大学で整備する必要があります。

第三に、残念ながら少なくない国立大学で現在生じている学長と学内構成員とのコンフリクト、とりわけ教職員や学生と学長との間のあつれきを解消し、信頼関係を再構築していく必要があります。

そのためには、これまで二十年近く大学ガバナンスのトップダウン化ありきの下に進められてきた政策について、反省すべき点は反省し、一定の軌道修正にかじを切るべきでしょう。つまり、ボトムアップの意見表明や、ピアレビューでの意思決定の意義を再評価し、大学ガバナンスの中に適切に組み込んでいく必要があるということです。

そもそも、近現代の自由民主主義先進国において、大学のガバナンスのある部分は、トップダウン型の官庁や営利企業とは異なる特殊な構造を持つてきました。特に、教育内容、カリキュラム編成、研究内容、そして教員、研究者の人事、さらに、附属病院の場合は診療、臨床に関わる領域に関して、トップダウンの秩序が一定留保され、専門家集団による合議と相互評価、すなわちピア

レビューによって意思決定を行う、いわゆるボトムアップ型のガバナンスが尊重されてきました。

教育、研究、臨床、診療、そして研究者人事に関わる領域について、ボトムアップ型、ピアレビュー型の意思決定が尊重されてきた理由は、第一に、大学の外部の権力から自立した審査、評価、決定を保障すること、第二に、大学の経営陣の意向に付度しない審査、評価、決定を保障すること、この二つの意味での学問の自由が守られるためです。

学長は、研究者としてはあくまでも一領域の専門家です。学長が、例えば経営の観点を偏重したり、特定の学術分野を偏重又は軽視したりして、教育、研究や教員人事への直接介入を行うといった学長の不当な権力行使、これを排することは、国立大学における専門分野、学術領域の多様性を担保し、全国全ての地域の若者に多様な高等教育の機会を提供するために決定的に重要です。

こうした観点に立つとき、学長に対する監視の権限を、学長選考・監事会議及び監事というごく少数のメンバーに集中させるだけではなく、教職員そして学生にも開いておくことが重要です。学長選考における教職員意向投票の意義については適切に再評価すること、学長の再任回数制限をしつかり設けること、あるいは教職員による学長リコール制度を整備することなどは、今後の重要な検討課題であると考えます。

私の意見陳述は以上となります。本日は、貴重な機会をありがとうございます。（拍手）

○左藤委員長 石原参考人、ありがとうございます。

次に、光本参考人をお願いいたします。

○光本参考人 おはようございます。参考人の光本です。

本日は、本委員会におきまして意見陳述することのできる大変貴重な機会を賜りましたこと、委員長並びに委員の皆様には厚く御礼申し上げます。私は教育学を専門としております。特に青年期以降の人々の教育の問題に関心を持っておりまし

て、大学進学率も上がっておりますから、大学教育が若者や成人の教育的な要求に応えるものとなつていくかどうか、それを支える法制や組織運営が適切であるかどうかなどについて、幅広く関心を持ち、研究をしております。

国立大学の法人化に関しては、当初から、大学の経営の改革を目的とした法人化が、大学の研究、教育、学生、教職員にとつてどのような影響を及ぼすのか、動向を追いかけてまいりました。現実には、法人化は大学にたくさんの困難を引き起こしています。よいことはほとんどなかったと私は思っております。あえてよい点を挙げるとすれば、現実、私のように国立大学に勤めている者の周りで起きている出来事と、教育制度という非常に抽象的なものがどうつながっているかということ、これを絶えず考えさせられるという、そういった点では、非常に思考の材料を与えてくれたというふうに思っております。そういった成果は、本日の陳述の中でも発表してまいりたいというふうに思っております。

さて、本意見陳述では、大きく三つの柱で意見を述べていきます。第一は、国立大学法人法制度の運用において守られなければならない原則は何であるかということです。第二は、中期目標、中期計画及び評価の運用の実際がどうであったかということです。また、その問題点についてです。そして、第三は、今般の国立大学法人法改正法案の内容に関して懸念される点についてであります。

第一の柱、国立大学法人法制度において守られなければならない原則について。

国立大学法人法第三条は、「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」としています。学問の自由の侵害につながることをなないようにすることが大事だというのが条文の趣旨です。

学問の自由の侵害といいますが、先ほど石原参事官が言われたように、国家による特定の書物の発禁処分とか、特定の教員を大学から追放するよ

う命ずるといったような、いわば直接的な介入がまず頭に浮かびます。

しかし、国家による学問の自由に対する侵害は、直接的なものだけではなくと限りません。国が大学の組織を改廃することによつても、間接的に学問の自由の侵害は起こり得ます。

私の専門領域を例にしますと、教育学者というのは政府の教育政策に批判的な研究者が多い、まあ、実際そうかもしれませんが、だから教育学者のいる組織を潰してしまえと政府が考えたとしても、このとき、国立大学法人法の仕組みはとも利用しやすい面があります。文科大臣が大学に対して中期目標を与え、中期目標期間の実績に関する評価を行い、組織、業務の改廃の検討をするという仕組みになっていきますので、中期目標に、教育、研究を社会的要請の高い分野へ転換することと書いて、評価を行い、教育学はどうも社会的要請が高いとは言えないというような評価を行ったとします。そうしますと、大臣自ら組織の改廃権を用いて組織を潰すということも可能です。

このような仕組みが学問の自由を侵害する危険性があることは、法人化の過程で様々な関係者から指摘されてまいりました。その結果、本委員会など国会審議でも様々な議論が行われ、国立大学法人法自体は成立いたしました。さきの第三条の総則的な規定だけでなく、歯止めとして大きく四つの重要な事項が確認されました。

その四つとは、具体的には、国立大学法人が中期目標、中期計画の原案を作成し、文科大臣は、財政上の理由など、真にやむを得ない場合を除き、基本的には国立大学法人が作った原案を尊重するということです。これが一点目。それから、中期目標達成のために必要な経費の確保、二点目です。国立大学法人評価委員会が行う中期目標記載事項のうちの教育研究の質の向上に関する評価はピアレビューによつて行う、評価を適正に行うというのが三点目です。そして、組織、業務の改廃、大臣の権限でありますこの改廃の検討は大学自身が行うということが四点目であります。

このようにすることで、法律上は大臣が持っている中期目標の策定、組織の改廃をする権限を形式化するということにポイントがございます。今お話ししたような内容を図にまとめたものが、本日の配付資料の一でございます。ちよつと字が小さくて見づらくて恐縮でございますが、これは、文科省が国会審議の内容を忠実に評価のプロセスに反映しようとして作成した図でございます。

そして、評価委員会が適切な評価を行い、その評価結果を、国立大学法人が作る中期目標、中期計画の原案に生かすことによつて、大学が自主的な組織運営と改革を行えるようにしようとしたわけです。

これらは、国立大学法人法の制定過程におけるいわば立法者意思です。政府、文科省は、これらに従い、国立大学法人法の解釈、運用を行つていく義務があると考えます。

さて、第二の柱、国立大学法人法制度の根幹を成す、今申し上げてきましたような中期目標、中期計画及び評価の仕組みとこのがあるわけですが、これも、その運用がどうであったかというお話でございします。

法人化されてから既に十七年ほどたっております。国立大学法人の中期目標、中期計画は、これまで三回作られています。過去三回の中期目標、中期計画の策定、評価の過程には、いずれも様々な問題がありました。

第一期目、まだ国立大学法人法が成立する前ですが、文科省が各国立大学に事前に詳細な指示を出していたことが国会で明らかにされました。当時の遠山文科大臣は、それまでの政府参考人の答弁の誤りを認め、訂正、陳謝しています。

第二期目は、二〇〇八年、平成二十年から二〇〇九年、平成二十一年にかけて問題が起きました。国立大学法人の第一期中期目標期間の五年度目、六年度目です。このとき、文科省は、第二期の中期目標、中期計画の原案は、第一期中期目標期間の実績に関する評価の結果を受けて各国立大

学法人が自主的に作るとしてきたわけですが、先ほどの図のようにしてきたわけですが、途中でその方針を翻して、各大学の中期目標の原案作成過程に介入し始めました。

当時の文科省が作成したもう一つの図があるのでも示します。それが資料の二でございます。

文科省は、国立大学法人の中期目標期間に係る業務実績に関する評価結果、これは国立大学法人評価委員会が行うものですが、これと関わりなく、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しという文書を作り、これを各国立大学法人に示しました。そして、これに基づき、中期目標、中期計画の素案、原案でなく素案を提出させたのです。そして、文科省は、この素案をチェックした上で、各国立大学法人に改めて原案を提出させます。

国立大学法人法の制定過程において、形式化することを約束していた大臣の中期目標策定権、組織の改廃の検討の権限が見事に復活していることがお分かりいただけるかと思ひます。そして、書き直しの末、大学が提出した中期目標の原案の修正はもうほとんど起こりようがないということになったわけですが、果たして、これで大学が中期目標を主体的に作成していると言えるか疑問であります。

第三期目の問題は、二〇一四年、平成二十六年から二〇一五年、平成二十七年にかけて起こりました。やはり第二期の中期目標期間の五年度目、六年度目です。基本的な問題は第二期のときと同じなのですが、このときの問題は大きな波紋を呼びましたので、皆さんももう御存じであろうかと思ひます。

どのような問題であったか。当時の下村文科科学大臣が、二〇一五年六月八日に決定した国立大学法人の組織及び業務全般の見直しという文書の中で、各大学に対して、教員養成系、人文社会科学系の学部、大学院は、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めるよう指示したのです。この大臣決定は、文科省

による人文系不要論とみなされ、強い批判を浴びました。私も、人文系不要論は誤りだと考えています。

ところで、下村文科大臣の決定に関して見逃してならない問題は、これが国立大学法人法が定めた文科大臣の権限の行使であったということです。そして、このときも、国立大学法人評価委員会による各国立大学法人の第二期中期目標期間の業務実績に関する評価と関わりなく、先ほどの決定が行われているのです。

このように、第三期の中期目標、中期計画の作成過程においても、大学の原案策定権が侵害されてきたわけです。

以上のように、三期とも、国立大学法人の中期目標、中期計画は、いずれも文科省が評価結果と関わりなく作る方針により枠づけられてきたのが実態です。悪用すれば、特に悪用すれば、第三期のときのように、人文系不要論すらそこに押しつけられる危険性があるということを描きおきたいと思っています。

さて、三つ目の柱、今回の国立大学法人法改正法案の内容に関して懸念される事項についてです。

本改正法案の内容は大きく四つに分かれておりますが、その中の一つが、中期目標の記載事項の追加並びに年度計画の廃止及び年度評価の廃止です。この部分の改正は、中期計画記載事項に、現在ある、教育研究の質の向上、業務運営の改善及び効率化とともに、これら二つのために取るべき措置の実施状況に関する指標を加えるというものです。また、年度計画、年度評価を廃止するとしています。

先ほど大野参考人のお話の中にあつたように、年度評価のための努力というのは大学にとつて大変負担になっておりますので、これを廃止するのは問題ないかと思えます。しかし、これは部分的改良にすぎないと思えます。法案全体を見た場合、中期目標、中期計画を用いた政府の大学に対する統制が強まることは確実だからです。

二〇二〇年、昨年十二月、国立大学法人評価委員会の総会に、第四期中期目標、中期計画に関する諸文書が提出されています。これらは、第四期中期目標期間が始まる二〇二二年、来年四月までの間に、文科省が各国立大学法人に対し何をさせるつもりかを示したものです。

その一つが、資料三、第四期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱(仮称)(素案)です。第四期中期目標は、国が各国立大学法人に対して個別に示すのではなく、総体として国立大学法人にまとめて大綱を示し、各国立大学法人はこの中から選び取っていくとされており、大綱と資料三を見ていただきますと分かるように、大綱と言いつながら、大変詳しい内容になっております。

一方、資料四でございますが、国立大学法人の第四期中期目標・中期計画の項目等について(案)という文書では、今申し上げた大綱の素案に示されている項目のうち、五項目は必須であるとか、別途、計画や調書を出させるなどの細かな指示がこちらでもなされています。

そして、資料五、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点、今後の、大臣が行う指示のいわば予告編でございます。

そして、資料六、今後のスケジュールを示したもの等々が示されています。

以上により、文科省はこれまでと同じく、第四期も国立大学法人が作成する中期目標の原案の内容を事前に規制しようとしています。その規制は、ほとんど選択の余地のないものであり、かつ詳しく行われています。さらに、法律に定めのない事項を中期目標に書き込ませたり、同じく法律に定めのない計画や調書まで提出させようとしています。

要するに、現在文科省が行っていることは、中期目標、中期計画の原案作成プロセスに対する介入の拡大強化であります。国立大学法人法第三条や国会附帯決議に反するものだと私は考えています。政府にこのようなことを行う権限があるのか、また、仮に権限があるとしても、現在行っているようなやり方が適切なものなのか、法案の審議においてただしていただきたいと思えます。関連して、改正法案が監事の権限を追加していることについて。

監事が、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選挙・監察会議に報告することを義務づけるとされており、先ほど申し上げました中期計画記載事項とされる実施状況に関する指標に基づいて、学長がもし中期計画を順調に進めていないと監事が考えれば、これも法令違反とみなし、学長選挙・監察会議に報告されるということになります。

石原参考人が述べたような学長選挙・監察会議の権限強化と並んで、文科省から中期目標、中期計画に関する規制を通じて持ち込まれた政府の方針を確実に実施するように学長を監察する仕組み、言い換えれば、国策への協力の観点から学長に対する牽制を行うことを可能にする仕組みではないかと思われまます。

このように、改正法案の内容は、大学の組織運営の自由を妨げるものです。大学が自由な学問を行うことを困難にし、ひいては社会的な責任を果たすこともできなくするおそれがあります。本法案の内容とともに、関連して政府が行おうとしている政策自体を見直す必要があることを訴え、意見陳述を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○左藤委員長 光本参考人、ありがとうございます。以上で参考人の方々からの意見の開陳は終わりました。

○左藤委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。繁本護君。

○繁本委員 ありがとうございます。自由民主党の繁本護でございます。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

そしてまた、参考人の先生方からは、国立大学法人法の一部を改正する法案につきまして貴重な御意見をそれぞれ賜りましたこと、まずもって御礼を申し上げます。

また、コロナ禍において大学運営も学生生活も非常に困難を強いられておりますけれども、そんな中で、それぞれのお立場で、ニューノーマルを取り入れた新たな大学を目指して御尽力いただいていることに対しても、この場をおかりして御礼を申し上げます。

それでは、限られた時間でございますが、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、国立大学でありますが、平成十六年の四月で法人化されて、文科省が設置する国の教育研究機関から、それぞれ独立した法人格を持つ組織と相なりました。はや十六年が経過しておりますが、法人化された後の国立大学に期待される役割につきましては、特に最初の大野参考人からも、成長する公共財としての役割を中心に、る御説明をいただきました。

全国的に高等教育の機会を均等させる役割、あるいは地域の知の拠点としての役割、グローバル化が進む中での、社会変革を先導し、また世界に伍する研究機関として成長する役割、様々なございますけれども、率直に、十六年たつて、先ほど大野参考人のお言葉の中にも、まだ十分に国立大学としての役割が果たせていない部分がある、あるいは抑制的な規制がまだあるというような御発言もございましたけれども、この辺り、国立大学に期待されている役割がどこまで果たされて、また何が足りないのか、大野参考人にお伺いをいたします。

○大野参考人 どうもありがとうございます。法人化によって、成長する公共財への第一歩が進められたというふうに考えております。十六年間にわたりました国立大学法人は非常に大きな変貌を遂げておりますし、成長も、僅かながらでは

ございますけれども、してございます。

一方、その間、先ほどの繰り返しにはなりますけれども、諸外国での、特に研究大学に関しましては、非常に大きな社会変革を引き起こし、かつ、それが大学の規模という形で、見えるような、大きなうねりになってございます。

残念ながら、本学を含めて、我が国の研究大学はそこまでの役割を果たしてきてございません。国立大学の研究大学がそこまでの役割をまだ果たし切っていないというふうに考えてございます。

これは、今回の改正でも一歩踏み出していただきましてけれども、様々な我々の機能を外部化して、それを社会との共創に使うという仕組みがこれから重要になってくると思います。そういう意味で、今回の改正はその方向に向けた第一歩というふうに私どもは考えてございまして、第二歩、第三歩の、この後のものもあるんだと期待してございます。

私ども、例えば、サイエンスパークという事業をやりたい、そこで社会と一緒に新たな共創の場をつくってきたい。ここで詳しく御説明している時間はございませんけれども、そこでは幾つものジョイントベンチャーなどの会社も起こし、それを統括する事業会社をつくって、ある意味、ホールディングスのような形にして、教育、研究とは少し離れた形でそういう事業を起こしていきたいと考えておりますが、そういうホールディングスは、まだ我々が持つことは許されてございません。

そういう意味で、種々の制度改革はこれから必要だと思いますが、十六年前の法人化があつて今日に至ってございますので、これからますます私どもも鋭意努力をしてまいりたいと思っておりますが、是非御支援のほどお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○繁本委員 御答弁ありがとうございます。

今、大野参考人からは、まだまだ、国立大学法人として役割を果たしていくためには、社会の中

で共創する、そんな組織づくりが必要である、もつともつと事業を起こして、ホールディングスもつくりたいといった御発言があつたんですが、冒頭の御発言の中で、出資機能をもつともつと持たせ事業を起こしていく、そんな環境づくりが、成長する公共財としての国立大学をもつともつと育てていくんだというような御趣旨の御発言もありました。

その点について、今回の法案の中でも一部前進がございましてけれども、私も、まだまだ、もつと踏み込まなくてはいけない部分があるのかなと思っております。

今般の法改正では、指定国立大学法人についてはいわゆる大学発ベンチャーへの出資が認められることになるんですが、しかし、大きな研究成果を生む可能性のある研究シーズというものは、指定国立大学にのみ存在しているとは限らない。それ以外の国立大学についても、例えば、研究室単位に見れば、十分なシーズ、種を持っていることも考えられるわけですね。

今般の法改正では、指定国立大学法人に限定して大学発ベンチャーへの出資を可能ならしめるものでありますけれども、私が今申し上げたとおり、せっかく社会の中で共創しながら、成長する公共財として大学が発展するために大事なシーズは、こういった限定した出資ルールであれば、もしかしら埋もれてしまつて、もつたないないことになつてしまふかもしれないんじゃないかなという思いもございまして。

国立大学法人の自らの裁量において、戦略的に資金を確保し、また循環させていくためには、今般の出資の拡大を、指定国立大学法人に限定する案になっていきますが、今後、もつともつと全国の国立大学法人に門戸を開いていくといったことも、もしかしら重要かもしれません。

この点、大野参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○大野参考人 発言させていただきます。

そのとおりだと思います。今回の改正では、指

定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とするというように、まず指定国立大学法人が先兵となつてやつてみせて、こういうやり方だったら大丈夫だなということで、それを全国国立大学法人に広げていくという形で規制緩和がなされていくと考えております。

ですので、今回の場合にも、指定国立大学法人について大学発ベンチャーへの出資を可能とするというのは、全国国立大学法人に対して可能とするための第一歩であるというふうに私は考えております。

そういう意味で、おつしやるとおり、私どもも指定国立大学法人でございましてけれども、私どもが羨むようなすばらしい研究成果が、指定国立大学法人ではない大学からもどんどん出ておりますので、是非、そういうところを大学ベンチャーとして社会で活用するという道を開いていただきたいと思ひますし、早晩そのような形になるんだと期待してございます。

以上でございます。

○繁本委員 ありがとうございます。

同じ思いで、この法案を、今後、改正を通じて発展していきたいなという思いでございまして。ありがとうございます。

次の論点であります。それぞれの先生方からも御発言がありましたけれども、学長の選考会議について。

今回、法改正によって、学長の選考会議、これは改正後は学長選考・監察会議となりますが、これは委員に学長を加えることができなくなる。これは、学長が再任されることも念頭に、学長選考会議の構成員に当事者である学長を加えない趣旨であるとも認識しておりますが、しかし、学長を構成員から外すことそのものが、学長選考の在り方の本質を変えるものではないと思つていらっしゃる。

先ほど来、参考人のお話にもありましたとおり、この学長選考においては、当然のことなが

ら、それぞれの候補者あるいは現職が、その国立大学における新たな経営方針であるとか、あるいは教育、研究の在り方について目標を定めていく、中期目標あるいは中期計画、ビジョンをまずは提示する。そのビジョンの実現に向けて、どういった戦略でこの大学を運営していくのか、その戦略を実効ならしめるためにはどういった人員が必要なのか、あるいは組織が必要なのか、いわゆるマネジメント論だと思ふんですね、こういった議論が必要であります。

この学長選考会議においては、各候補者が提示したビジョンや戦略については、先ほど大野参考人のお話にも、開かれた大学として、様々なステークホルダーに対して、これからこの国立大学はどのように成長していくんだろうか、運営されていくんだらうかということを発信しながら、学内外の委員が公正にこれを評価して、新たな学長が選ばれていくといったことが非常に望ましいと思ひます。

このように、次のリーダーとしてふさわしい者を選考プロセス、そして、その選考理由などについて、透明性を大事にしながら説明責任を十分に果たしていくことが、学長選考会議においては極めて重要であると思ひます。

この学長の選考は、国立大学の法人化に当たつて、学長選考会議が主体的に選考する仕組みとなつてきましたが、今まさに私が申し上げたような学長の選考が、これまで、十六年たつて、国立大学の学長選考会議でなされてきたかどうか。これは、誰が誰を牽制するとか、誰がどう人を選ぶとかということ以前に、こういうごくごく当たり前の国立大学の戦略、マネジメントが実際に行われてきたのかどうか。

これは、石原参考人からは、全くその機能がなっていないような御意見もございましたけれども、大野参考人から、この点について、学長選考会議について、どういったこれまでの選考会議が、国立大学になつてからなされてきたか、そして、今どんな課題があるのかといった点について、お伺

いをいたします。

○大野参事人 私の御意見を申し述べさせていただきます。

学長選考会議、これまで十分に機能してきたのではないかと私は考えております。

国立大学の全体に対して詳細なことは分かっているわけではございませんので、本学に沿って話を申し上げますと、本学は、当初から、学長は参加しないという規程が作ってございます。つまり、この改正をされる前から、総長選考会議には学長が参加しないという体制になっています。それだけではなくて、理事、役員も、今回の改正では教育研究評議会から選ばれた者のみ理事がなってもいいという形に変わりますけれども、我々は理事も加えておりません。そういう意味で、教育研究評議会から選ばれた半数、そして経営協議会から選ばれた半数の、そのメンバーで、学長、総長を選んでいるというところでございます。

一旦選ばれてしましますと、選ばれた経緯というのは、例えば経営協議会のメンバーは、私たちが、こういう方には是非なっていたきたいという方を選びまして、お願いに上がりまして、伏してお願いをさせていただいている方々ばかりでございます。非常に見識の高い方々になっていただいていると自負しております。そういう方々が、一旦、総長選考会議という場で、しかも、学長そして役員のいない場で、学長が今どういう業務を執行しているのか、さらには次の学長はどう選ばれるべきなのか、そして、じゃ、人選の中でどういうふうになるのかというの、これは極めて真剣な場でございまして、非常に上手に機能しているというふうに考えてございます。

特に、先ほど、成長する公共財というふうにし上げて、社会との共創が大事だと。そうしますと、やはり、社会からの発言するチャンネルというの十分に考慮する必要があると思いますけれども、それは経営協議会のメンバーの人選によつて担保されているというふうに考えております。また、大学はほとんどこれから進化しますの

で、社会との共創の部分に非常に大きくなってきた場合には、また学長選考会議あるいは今度の学長選考・監察会議の在り方が更に進化を求められる局面もあるかと思えますけれども、これまでは十分な機能を果たしてきたというふうには私に考えてございます。

以上でございます。

○繁本委員 時間の関係で、石原参事人と光本参事人に御質問できなかったことをおわび申し上げます。質問を終わります。

○左藤委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 立憲民主党の山内康一と申します。

今日は、三人の参事人の先生方、貴重な御意見をありがとうございます。

まず、石原参事人に質問させていただきます。いただいた、学長選出方法の変遷という資料、非常によく分かりやすい資料だなと思えました。

過去の国立大学改革というのは、本学に、学長のトップダウンをいかに強化するか、それが一番主眼だったんだらうなということがよく分かりました。過去の大学教育の改革、この二十年ぐらいを見ると、どんどんどんな、何か企業経営のビジネスモデルを大学に当てはめればそのままうまくいくという、素朴な信仰のような発想に基づく大学改革が行われてきたんだと思えます。

過去の経済同友会とか経団連の大学関係の提言を見ると、企業経営者の皆さんの言うことですから、企業経営モデルがベストであつて、そのまま大学に当てはめればうまくいく、そういう素朴な思い込みに基づく大学改革をずっと続けてきたんだらうなと私は前から思っていました。改め、この図を見て再認識をさせていただきました。

どんどんどんどん民主的じゃない方向に大学のガバナンスを変えてきた。本来、大学というのは、学長だけじゃなくて、大学の教員も、学生も、卒業生も、地域のコミュニティも、いろんな人たちが参加してつくっていくものであつて、

単に、企業経営のように、利益を上げればそれでいいという発想でマネジメント、ガバナンスを行つてはいけないうんと思うんですね。

そういう点で、まず最初に、具体例に即してお聞きしたいと思いますが、石原参事人の資料の中に、旭川医科大学の事例が出てきました。これは、報道されているだけの情報に基づいても、本学に、学長のコロナ患者受入れをめぐる対応に関して、教職員の皆さん、かなり、過半数の人たちが学長に対して信頼をしていないということが明らかになっている、こういう状況なのに、学長がなかなか辞めない。これは弊害は大変大きいと思います。

こういった事例にうまく対処していくためには、どのような改革が、本来、今回法改正で必要だったんでしょうか。改めて伺いたいと思います。

○石原参事人 御質問ありがとうございます。

大学によつては、トップダウンのガバナンスをうまく使つて、教職員や学生との信頼関係を築いていく大学も少なからずあると思うんですけども、やはり、現在のこの十年年かの大学ガバナンス改革という名の下に進められてきた部分の、トップダウン化の弊害というの今非常に明らかになっているというふうには思っております。その典型的な事例が、今回、旭川医科大学で発生したというふうには私は考えております。

この場合は、コロナ患者の受入れをめぐる、学長は、経営の観点から受入れはするべきではないという判断だったと思うんですが、病院長は、診療あるいは研究の公共性という観点からコロナ患者の受入れはするべきだ、そういう考えで、対立があつたわけですね。結果として、学長が経営の観点から、病院長を解任するという形に至つたわけですね。

すなわち、この場合、大学のガバナンスのたてつけが、やはり法人化以降、法人化のときに経営と教育、研究の分離ということを考えた、これは私は必ずしも反対ではないんです、経営と教育の

分離を行い、学長はその両方のトップになるんだけれども、経営と教学は両輪であるという考え方で大学ガバナンス改革をやつたことに関して私は反対ではないんですが、現在、旭川医大などで起こっていることは、経営による教育、研究の支配ということなんですね。その両方のトップに学長が立つていて、強大な権限をやはり持つてしまつている、ここが大きな問題だったというふうに考えております。

やはり、教育、研究と経営の対等性というものをちゃんと確保していくようなガバナンスの再改革というものが必要と考えております。

○山内委員 この旭川医科大学の学長、もう十数年の長期政権だそうですが、北海道新聞の報道によると、なぜこの学長がこんなに力を持ったかという、国から補助金を引つ張つてくるのが非常に上手だったということが言われております。

ある意味、経営とおっしゃいますけれども、本学に目先の収支だけの経営を考えている、非常に視野の狭い経営だったからこういう問題が起きて、コロナ患者を受け入れるというのは本学に、大学病院の使命としては最優先にしてもいいことだと思ふんですけども、単に目先の収支だけを考へて、こういう問題を起こし、その結果、学長が教職員の信頼を失つてしまった。ある意味、評価の視点、評価の基準が、国が定めた基準がおかしいんじゃないか、目先の収支を最優先で考へる、そういう指標、評価の在り方自体問題があつたんじゃないかというふうには思います。

それに対して、北海道大学でも総長、学長解任騒動がありました。北海道大学から今日お越しいただいたのは評価基準の問題についてお考えをお述べいただければと思います。

○光本参事人 御質問ありがとうございます。

北海道大学は、御承知のように、法人化されて初めて学長が解任されてしまった例となりました。この件に関しては、解任された前任の名和前学

長が今、大学を相手に訴訟を起こしています、その中で、その過程においてどんな問題があったかということが明らかにされていくことだろうと思います。

ただいま質問ありました、評価がどのように行われるべきであったかという御質問でございませうか。評価、例えば、学長選考会議は選考する権限は持っているけれども、学長の業績がどうか、選考した後どうか、それをもっと、常時確認していくべきだというのが、ガバナンス改革のときに文科省が行政文書で通知し、また、今回の学長選考・監察会議の設置の趣旨にもなっていることだろうというふうに思います。

確かに、学長がどういうふうに学内のマネジメントあるいは大学のガバナンスに貢献しているかということを経えず評価していくことは大事だと私も思いますけれども、これは石原参考人が大変力説されていたことかと思いますが、学長選考・監察会議あるいは監事というごく少数の人間の権限によってそれを行うということは非常に危険だというふうに私も考えています。特に大学の場合、研究、教育の現場とのつながり、現場で何が起きているかということを見野に入れないが大学の経営の評価を行っていくということが絶対に必要だと思えますので、そういった観点を持てる方々が評価の主体でもあるべきだと思います。

大変抽象的なお答えになってしまったかもしれませんが、私の考えは以上でございます。

○山内委員 今日、参考人の中で、学長、総長でお越しいただいているのは大野総長ですね。総長の任期ということについてお尋ねしたいと思います。

先ほど、石原参考人のお話の中で、学長の長期政権化あるいは再任の回数制限の撤廃などで終身化も可能であるという御指摘がありました。

ある意味、世界を見渡すと、ハンガリーのオルバーン政権とか、民主主義国家の大統領が、憲法を変えて、再任制限を撤廃して終身化してしまう、そういう事例がいろいろあって、それは遠い

国の出来事であって、日本みたいな先進国ではそういうむちゃな、再任制限を撤廃して長期政権を目指す、そういうことはないだろうと思っていまして、政治と世界では違いますが、大学の世界では終身化あるいは再任制限を撤廃して長期政権を狙う、そういう学長が出てきてしまつて、その弊害の一つの例が旭川医科大学だと思ひます。

ついでに、大野総長におかれましては、まだ長期政権とはほど遠い、まだ就任されて間もないわけですが、実際、学長、総長として、常識的には大体これぐらいの年数でどめておいた方が大学の経営の健全性という意味ではいいんじゃないかという、何となくのめどがあつたら御教示いただければと思います。

○大野参考人 ありがとうございます。

これはすべて、個別大学がどう考えるかという、ある種多様性がある課題だと思います。一つの区切りをどういうふうにするのか。国立大学法人法は、二年以上六年を超えないこととまず任期を定めて、それを再任できるかどうかは我々に委ねられているわけでございます。

私も、今、まだ始まったばかりだとおっしゃられましたけれども、私の任期は六年で、一回限りと定められています。ですので、私自身はもう半分を超えてしまったので、ちゃんと、これから今以上に取り組んでいかなければいけないというふうに日夜考えているところでございます。

一方で、アメリカの有力な研究大学などを見ますと、結構長い期間務めておられる学長がいまいます。そしてその間に、その大学は非常に大きく発展しているという例もございいます。

ですので、どういうふうなことを考えて我々は、我々というのは個別大学が任期を設定するかというの、そういう例も参考にしながら、それぞれが真剣に考えて、今、多様な任期の在り方が出てきているというふうにご覧いただけます。

一つの解はないということをお答えさせていただければと思います。ありがとうございます。

令和三年四月二十日

○山内委員 もう一度、石原参考人にお尋ねしたいと思ひます。いただいたペーパーの、本改正案の限界・問題点についてお尋ねしたいと思ひます。

一つの問題は、私は、やはり、学長が余りにも強大な権限を握つて、その関係者も自分で指名してしまつて、自分の独立王国のようなものをつくつてしまつて、このことは大きな問題で、それにどうやって歯止めをかけるか、どうやって予防措置というか抑制策をつくっていくか、そして同時に、学生やほかの教員、特に学問の世界は、同僚性という、同じ学者同士の仲間みたいな、そういう、余り上下じゃない、ヒエラルキーとか階層とは違う次元で一緒に協働して働ける仲間、そういう意識を大学でつくっていくのが大事じゃないかと思ひます。そういう多様な学内外のステークホルダーを組み入れて大学のガバナンスをやっていく、そのためにどういう仕組み、工夫が必要か、お尋ねしたいと思ひます。

○石原参考人 ありがとうございます。

多様なステークホルダーの意見を聞く、これは御指摘のとおり非常に重要なことでありまして、例えば経営協議会に外部人材が入っているというようなことも、この間の、法人化以降進められてきた改革の一つだと思つております。

ただ、やはり、最も重要なステークホルダーというのは、御指摘のとおり、専任、常勤の教職員とそれから学生でありまして、この意見を聞く回路というものを法人化以降二十年近くほとんど縮小してきてしまったことの弊害をここで軌道修正する必要があると考えております。

そのためには、今、教職員意向投票というものの、意見表明の回路がどんどん縮小されてきております。指摘しましたように、意向投票が廃止されたり、あるいは結果が軽視されているというようなことが、例えば学長選考においてもございいます。こうしたものは、やはり意義を適切に再評価する。これは、教職員が学長の選考に対して意見を表明する非常に貴重な機会ですので、これを廃

止の方向に持つていくべきではないと私は考えております。

それから、これも先ほど意見陳述で述べさせていただきましたように、教職員による学長のリコール制度、できれば学生も参考意見として述べられるぐらいの、そういう制度は今後整備していく。

強大な学長の権限と同時に、そこそこ大きな牽制機能というものを、特に、最も重要なステークホルダーである教職員、学生からの意見表明の回路をちゃんとつくつていく、これが重要なことだと考えております。

○山内委員 質疑時間が終わりましたので、終了します。

どうもありがとうございます。

○左藤委員長 次に、浮島智子君。

○浮島委員 公明党の浮島智子です。よろしくお願ひいたします。

本日は、大野参考人、石原参考人、光本参考人におかれましては、本当に貴重な御意見をいただきました。心から感謝を申し上げさせていただきます。私の方からは、大変ありがとうございます。お伺いをさせていただきたいと思ひます。

先ほど大野参考人のお話でございましたけれども、東北大学では、大野総長の下で、これまで機能強化をされておりました。例えば、青葉山に構想しているサイエンスパークにおける集積エレクトロニクスやマテリアルによる資金の新しい流れ、またパワーデバイスなどの大学発ベンチャー、そして東北メディカルバンク機構を軸としたライフサイエンス研究の加速など、研究大学として新しい展開に取り組んでおられます。

先ほどもお話でございましたけれども、この東北大学は、十年前の東日本大震災で大きなダメージを受けられました。今このように、震災を乗り越えて、サイエンスパークや大学発ベンチャーなどの攻めに転じておられます。

そこで、大野参考人は、今回の法改正の具体的

な方向性を示した国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議、この委員もされておりましたけれども、この検討会議に参画した立場から、今回の法改正の意義とポイントについて御説明をお願いしたいと思います。

○大野参考人 どうもありがとうございます。発言させていただきます。

今お話のございました国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議は、ほぼ一年間にわたって、昨年開催されてございます。最終まとめが出たことを、かなり多くの部分を今回の国立大学法人の改正に取り上げていただいたと考えてございます。

一つは、例えば、年度評価を簡素化していただきたいということはその取りまとめがあつたところでございますけれども、それが実現して、私どものエフォートがはかに振り向けられるきっかけをつくっていただきました。

また、ガバナンスにとって、そこでは、成長する、経営体というような言葉が使われておりましたけれども、私が申し上げている公共財と同様の意味で言われていると思いますが、そういう、新たな国立大学像をつくるに当たってはガバナンスが重要であるということも、そこで議論されて、取りまとめに出ておるところでございます。

また、出資範囲の拡大ということも、その検討会議の取りまとめに出ておるところを今回実現していただいたと考えております。

一方で、その会議はなかなか先進的なこともたくさんお願いいたしておりますので、先ほど私の発言でも申し上げましたように、その先進的なところを更に、今、攻めのと言っていたのだと思いますけれども、その攻めの部分を実現するためには、更に一層の規制改革が必要だというふうに考えております。

しかし、一般の国立大学法人の一部を改正するのは、その方向での、非常に評価できる一歩だというふうに考えているところでございます。

○浮島委員 ありがとうございます。

今回の法改正は、二〇〇四年の国立大学法人化を第一章としますと、いわば法人化第二章のペー

ジを開くものだと私は思っております。

国の規制でがんじがらめだったこの法人化の前、これは二〇〇四年度から現在まででしたけれども、これからは、それぞれの大学の持つ個性を個性として特色を生かしながら新機軸を打ち出していかなければならないと私は思っております。

そこで、大野参考人におかれましては、今回の法改正をどのように東北大学の経営に生かしていくのかというお考えを聞かせていただければと思います。

○大野参考人 お答えさせていただきます。

今回のガバナンス改革に関しましては、実際に、既に私どもがインプリメントしていることばかりでございますので、ここに關しては、法律改正に従って肅々とやっていくことで、ほとんど、変化はないと言ふ大変言い過ぎかもしれませんが、けれども、私どもとしてはきちんとやっていくということでございます。監事の員数の一名は常勤であるということも既に行っております。

今回、大変注目してございますのは、指定国立大学法人について、大学発ベンチャーへの出資を可能とするというところでございまして、私ども、学生諸君と、非常に元気な学生諸君たちが大変多く集まってくれて、社会変革をするためにはベンチャーを起こすというのも一つの大きな手段である、可能性であるということを再確認しているところでございます。これによって、例えば学生が起すベンチャーを大学が支援するという道が開かれましたので、ますます学生諸君が、単に会社に就職するというだけではなくて、自らが社会変革を目指して起業するという道が自分の将来に開けているんだということを実感できる大学になれると考えております。

そういう意味で、指定国立大学法人について、大学発ベンチャーへの出資を可能とするというところは、大変私どもとして期待をし、すぐさま大学の経営に反映していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○浮島委員 ありがとうございます。

今、肅々というお言葉もございました。そしてまたベンチャーへの出資というお話もございましたけれども、今国会では、十兆円の規模の大学ファンド、この創設のための科学技術振興機構法、JST法が改正、可決をしました。そして、所要の予算、これを盛り込んだところでもございます。

現在、内閣府において、文科省と連携をして、ファンドにより支援する大学の要件、特にガバナンスとか資金、そして人材について検討していると伺っているところでございますけれども、東北大学といたしましては、この大学ファンドを視野に入れながら、どう進化をしていくとお考えか、教えていただきたいと思います。

○大野参考人 お答えさせていただきます。

国立大学法人運営費交付金が、法人になってから一〇％ほど減らされてございます。それはメンタルにも結構ボディーブローのように利いていて、他国での大学が、新たな資金を入れて、あるいは国からの支援を得てどんどんその業績を伸ばしている中で、我々がなかなかそこに追いついていない、大変皆様には申し訳ない事態になつていいるかと思ひます。

そこで、今般の大学ファンド、背中を押していただく非常に大きな仕組みをつくつていただいた。これは、先ほどお話にありましたように、対象は国立大学だけではないんですけれども、日本的高等教育の第二章を開くような非常に大きな出来事だと思ひます。

私たちとしては、先ほど申し上げましたような、成長する公共財ということを見せたいきまして、是非、大学、そこでは初期投資というのにも必要なので、新たな姿を実現していくためには。その初期投資を大学ファンドで支援いただければ、大学全体としても今案を練つていいるところでございます。

これは非常に、我が国の高等教育そして研究大学にとつて大きな大きな出来事であると私は捉えてございます。

以上でございます。

○浮島委員 ありがとうございます。

この研究大学の経営におきましては、卓越した学術研究の多様性の確保、そして、それを前提として、優れた研究の成果を社会的な価値の創造へと結びつける戦略、このバランスが非常に大切だと私は思っております。

前者の、卓越した学術研究の多様性の確保だけでは、我が国の発展にとつて宝の山である大学の知が持ち腐れになってしまうのではないかとということも思ひますし、また、後者の、優れた研究成果を社会的な価値の創造へと結びつける戦略だけでは、社会的価値創出の源である学術研究が枯渇してしまうのではないかとということも懸念がなされるところでございます。

このバランスの確保についての大野参考人の考え方と、その実践について、どうやっていくかということをお伺いをさせていただきたいと思ひます。

○大野参考人 お答えさせていただきます。

今御質問をいただきましたバランスは、極めて重要でございます。基礎研究がない大学というのは、研究大学として、ございせん。一方で、イノベーションを駆動する形で発展している大学が、我が国ではございせんけれども、世界にございまして、その両方をきちんとする。かつ、それが必ずしも実は矛盾していないことでありまして、大きな成長を遂げることによつて基礎研究を更に支えることももちろんできますし、一方で、基礎研究のすばらしいところは、最初、役に立たないと思つてやつていたところが、実はすごく役に立つことが後で分かる。ですので、役に立つという軸だけで研究あるいは学術というもの判断してはいけないということは、もうそのとおりでございます。

バランスよくそれを行っていくために、私どもとしては、そこは透明性を持って、皆様からの御意見あるいは御批判もいただけるような形で、大学として、そのバランスを社会に示していく形で担保しつつ発展をしていきたい、皆様とともに共創していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○浮島委員 今、大野参考人がおっしゃった、透明性を持つてということも極めて重要だと私も思っております。また、東北大学のように、研究大学が世界と伍して卓越した学術研究を深化させて、社会的な価値を創出することは極めて大事であります。

しかし、同時に、地域の中核であり、欠かせない存在である地方大学、この振興も重要な課題であると私は思っております。

大野参考人は国立大学協会の副会長でもあられますけれども、地方大学の振興策についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○大野参考人 お答えさせていただきます。

私は、ここでは国立大学協会の副会長という立場では御発言の機会をいただいているわけではございませんので、その立場を離れた形でひとつお話をさせていただきますと思います。

私ども、近隣の国立大学と、東北地方の創成アライアンスという、一緒に様々な事業をやるというところをつい先日始めたばかりでございます。これで、最初のターゲットは、AI、そして数理、データの、人材を、共同して開発しよう。同じ悩みをどの大学も抱えています。国立大学と今申し上げましたのは、弘前、秋田、岩手、そして福島、山形、さらには新潟でございます。そこで、教える人がそんなに多くないときに、どうやっていいカリキュラムをつくって学生諸君に教えるのかというのを共同で、プラクティスを共有し合って進めていこうというようなことをやっているところでございます。

これ以外にもいろいろ、一緒にやるということ

に関しては、ほかにも御紹介できる例がございますけれども、時間の関係でここでは申し上げませんが、地方、そして少子高齢化の最先端を行っている東北地方に関して我々が果たさなければいけない役割というのは、我々が共に、一緒に果たさなければいけない役割というのは多々ありまして、それは今、一つずつ丁寧に開始をしているところでございます。

以上でございます。

○浮島委員 本日は、貴重な御意見をありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

○左藤委員長 次に、畑野君校君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君校でございます。

国立大学法人法改正案について、本日は、大野英男参考人、石原俊参考人、光本滋参考人におかれましては、大変貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。

まず、光本参考人にお伺いいたします。

先ほど、国立大学法人法制で守られなければならない原則についてお述べいただきました。国立大学法人が中期目標、中期計画の原案を策定し、文科大臣は原案を尊重することなどでございます。四点述べられました。

それで、私は、国立大学法人の在り方としては、一般の企業経営とは違うということですが、議論されてきたと思います。そうした観点から、なぜこうした原則が必要なのか、大学の現場の状況からもう少しお話しいただきたいと思っております。

○光本参考人 ありがとうございます。

なぜかといいますと、根本的なところは、私、意見陳述の中で述べました、一つは、やはり大学というものが社会における学問の自由を保障していくための機関であるからというところ由来するものだろうというふうに思っています。

学問の自由というのは、これは大学だけの特権ではなくて、言ってみれば国民の基本的な人権ですから、本来は大学じゃなくても当然守られなければ

いけないわけですが、特にその専門的な教育、研究を通じて学問の自由が守られてきたということから、大学には大学の自治が保障されているところ。それを大学において十全なものとすることがやはり重要であるからというのがお答えになるのかと思っております。

○畑野委員 そうしますと、更に伺いますけれども、こういう立場が大学の現場でしっかりと守られてきたのか、その点についての御認識はいかがでしょう。先ほど幾つかお述べいただきましたが、加えてお話しいただければと思います。

○光本参考人 中期目標の原案に関して文科省が事前に規制を行ってきたという話はお話ししたとおりですが、大学の現場にまいりますと、まず一番大きな影響は、予算を年々削減されてきたということ。これは先ほど大野参考人のお話にもありましたが、大体、法人化の間に一〇％ほど削られてきた。そして、その結果、特に教員の人件費が枯渇しております。

北海道大学を例に取りますと、二〇一六年だったと思いますが、教授に換算して二百五十人分の人件費が足りない、向こう五年間で二百五十人分の人件費を、各部署と呼んでいますが、学部や研究科のスタッフを減らしていくというようなプランを前任の総長が出しました。それが教職員の中では非常に大きな反発を招いたということがございます。

○畑野委員 先ほど、光本参考人は、教育研究の質の向上の評価はピアレビューを行い、組織、学部の改廃は大学自身が行うというふうにお述べになりました。

今回の法律改正で中期計画に指標を明記するということになるんですが、これはどのようなことを意味するのでしょうか。

○光本参考人 ありがとうございます。

指標を明記しますと、これは、ちよつと時間の都合で細かくお話しする時間がありませんでしたけれども、本日の資料につけております、国立大学法人の第四期中期目標・中期計画の項目等につ

いてというこの表みたいところ、ここに指標を大学が書き込んでいくことになりました。そして、実際に何を達成するのか、達成の水準を示す、それからやるべきことを書くなどということによって、それができているかできていないかということ、いわば評価しやすくするわけですね。こういったことが、中期計画に記載事項が追加されたことで起こるんだと思っております。

○畑野委員 そうしますと、懸念されることとして、先ほど予算の話がありましたが、この点についてはどのような懸念をお考えですか。

○光本参考人 予算との関係は、この文科省が示している文書の中にも多少書かれているんですが、中期目標の達成状況がやはり予算と結びついてくるということになりますので、例えば指標が達成できない場合、そのことが評価を下げ、そして予算の削減に結びつけられるということは大いにあり得ることかと思っております。

○畑野委員 ありがとうございます。

次に、石原参考人に伺います。

今のことに関連してなんですが、先ほど参考人から、大学ガバナンスのトップダウン化ありきの下に進められてきた政策について、軌道修正にかじを切るべきだということをおっしゃられました。その中で、そもそも、自由民主主義先進国の大学における教育、研究、臨床、診療、教員、研究者人事領域について、ボトムアップ型やピアレビュー型の意思決定が尊重されてきた歴史的な意義についてお述べになりましたが、なぜこういうことが、今後の教育、研究について、国立大学法人について必要なかという点について、少し具体的に伺いたいですか。

○石原参考人 御質問ありがとうございます。

国立大学の法人化のときに、責任と権限の一致ということのキーワードが出てまいりました。それまで、教授会とそれから評議会が非常に大きな権限を持っていた、学長の決定を縛るようなことが多かった。それに対して、教授会は権限はあるけれども責任は取らないんじゃないかという議論

が当時ございました。それで、学長に権限と責任を集中させるという、これがガバナンスのトップダウン化の一つのスローガンだったわけですね。

ただし、それ自体、私は全面的に否定はしません。経営の観点から学長がある程度トップダウンの権限を持つことは重要だと思んですが、国立大学法人化のときのたてつけとして、経営と、それから教育、研究、教学両方のトップを学長にしたわけですね。学長が非常に強大な権限を持っていた、当初の趣旨では、これは中教審の答申なんかも何回も出てまいりますけれども、教育、研究に関してはボトムアップが、ピアレビューが必要なんだということはずっと中教審とかも言ってきたわけですね。

ところが、現実にはやはり起こってきたことは、教育、研究に関するボトムアップの部分に関してさえ、学長が経営者としての観点から、どんどんトップダウン化してきた。それがやはりこの十七年の弊害の一つだったと思うんです。もちろん、全ての大学でそうではありませんけれども、少なからぬ大学でそのようなことがありました。

そうしますと、御指摘のように、近代の大学というものは、やはり、大学の経営陣への研究者の付度、それから、先ほど申し上げましたように、政治権力等への大学の付度、これを防ぐために公共財としての学問の自由ということを保障する、ここがやはりなかなか果たされなくなってきた、これが現状の弊害なんじゃないかというふうに考えております。

○畑野委員 そうしますと、先ほど二〇一五年からの図をお示しいただきましたけれども、この間、学長権限の強化が更に図られてきたということだと思えます。

このことが今の大学の現場にどのような事態を引き起こしているかということは先ほどお話がございましたが、その点で、今後これを改善していくためには、本当の意味での学長への牽制機能を強化していくという点で、意向投票の話、あるいは教職員や学生の参加の仕方についてお述べにな

りました。これは具体的にどういうふうに進めていったらいいのか、何か御提案がございますでしょうか。

○石原参考人 ありがとうございます。意向投票については、先ほどもお答えさせていただいた点と重なりますが、どんどん廃止の方向にかじを切っているわけですが、先ほども述べましたように、やはり最も重要なステークホルダーである教職員の意見表明の非常に貴重な機会でありますので、これはむしろ私は大事にしていくべきだというふうに考えております。

それから、やはり、学長と、それから教職員、あるいは学生との信頼関係が失われたときは、これは大学ガバナンス崩壊という状態に至ってしまった、これは非常に不幸なことですので、そうしたことがないように、例えば、本当に信頼を失われたときはリコールという制度をやはり整備していくべきで、ここには、教職員はもちろんのこと、学生も参加できるような意見表明の仕組みをつくるべきだと考えております。

○畑野委員 ありがとうございます。

大野参考人に伺います。国立大学協会が、今年一月二十七日に、第四期中期目標期間における国立大学法人中期目標大綱（仮称（素案））についての御意見を公表されました。いろいろな意見が学長さんから出たという報道を伺っておりますけれども、具体的にどのような御意見だったのか。また、大野参考人の御意見も含めて伺いたいと思います。

○大野参考人 ありがとうございます。

先般申し述べましたように、私はここで国立大学協会を代表しているわけではございませんので、私の大学と私の見解を申し述べさせていただきます。

今回の中期目標、中期計画の決め方に関して、その大綱が、まだ大綱の案でございますけれども、示されておいて、今、二十五項目がございますので、指定国立大学法人はそのうちの二十一を選んで、そこで計画を、五十程度までであれば中期

計画を立ててやってよろしいというたてつけになっております。

これは、先ほど御質問の中で出てまいりました、国立大学の戦略的経営実現に向けた検討会議で議論されていた自律的契約関係、つまり、法人とそれから国の間をどう考えるか、それを自律的契約関係と捉え直そうという報告書になってございます。

それは、ある意味、距離が離れますと、つまり国と法人が距離が離れますと、運営費交付金を措置している意義というのが、こういう意義で、こういうことをやってほしくて措置しているんだというところが中期目標の大綱で表現される、今回は。その中で、我々が、では、これとこれとこれを選んで、しかし、この文言は私たちの中期目標としてはふさわしくないもので、このように変えてほしい、変えるべきである。そこで我々の意見が尊重されて、変えるというプロセスがこれから始まるんだと理解しております。

そういう意味で、従前とは異なりますけれども、大学と国、今の場合には文部科学省ですけれども、が少し距離を置いた結果、こういうような仕組みを導入することになったというふうに私は理解してございます。

以上でございます。

○畑野委員 ありがとうございます。

大野参考人に、学長さんとしてもう一つだけ伺いたいんですけれども。

今、本当に困窮学生の支援が求められておりまして、学費を半額にしてほしいという学生さんの声もありますし、食料支援など、本当に幅広い支援を大学も、東北大学さんもやっていただいているというふうに伺っております。

そういう学生たちの今の学びを保障していく、そういう点で、是非大学としてこんなことを国に求めたいということがございましたら、一言伺いたいと思います。

○大野参考人 ありがとうございます。

今般の、昨年から始まりましたコロナで、私ど

もは学生諸君に、アルバイトをしないであってほしいことを申し上げざるを得ない時期がございました。今、宮城県、蔓延防止等重点措置の対象になって、五月五日までですので、また少し状況が厳しいことになってございます。

その中で、学生諸君に対しては、アルバイトができなくなるのに対して何らかの措置をしてほしいということがございまして、私たちとしては、特に在学生に関しては、新入生以外の学生に関しては、ピアサポーターということで、新入生、大学に入ってからまだキャンパスに一度も足を踏み入れていない学生諸君にサポートしてくれ、その分対価は出しますということで、去年の話ですけれども、学内にそういうアルバイトの機会をつくって、それで最初のフェーズはしのぎました。

加えて、四月二十八日だったと思いますけれども、緊急学生支援パッケージとして、本学では約四億円レベルの支援をいたしました。

加えて、当時は国民一人当たり十万円、さらには、学びの継続ということで文部科学省からも手当てをされておりますので、修学支援新制度も含めてありますので、私が今把握しているところでは、非常に困窮して困っているというところはないとは思っていますけれども、これから感染状況が変わったりしたときに、今までと同等あるいはそれ以上の御支援を機動的にしていきたいというところは心から願っているところでございます。

以上でございます。

○畑野委員 ありがとうございます。

参考人の皆さんの御意見を参考に、今後議論を深めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○左藤委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

今日は、三名の参考人の皆様、お忙しい中お運びいただきまして、ありがとうございます。まず、一問目として、三名の方それぞれに、意

向投票について、それから任期についてお聞きしたいと思います。

大学のガバナンスを考えるときに、先ほど参考人の皆さんからもありましたように、内部の信頼、教職員や学生の信頼をいかに醸成するかということが一つ、それからもう一つは、外部の環境を見たときに、やはり競争に勝ち抜いていかなければならないし、それから、時代の変化に対応して社会の要請に応えていかないといけないという使命を両輪で担わなければいけないということ、私は、学長に強いリーダーシップを付与して、しっかりとよいリーダーシップを発揮してもらうということはいいいことだというふうに前提として思います。

ただし、一方で、大学でも企業でも、政治の世界でもそうですけれども、組織をまとめていくという観点からは、ある種、政治的な振る舞いというものが行われて、これは当然の摂理だと思えますし、自然なことだと思えます。

ですから、事前に行き過ぎを抑制するようなキャップをいかにかけるかというのが一番大事な論点だろうなというふうに思っています、いわゆる民主的統制をいかに働かせるかであるとか、権限の牽制をいかに機能させワークさせるかであるとか、制度的な歯止めをつくるかということが重要なんだろうなというふうに受け止めています。

その上で、先ほど石原参考人からも筑波大学の例を挙げていただきました。私、実は母校なんです。

任期の延長が学長選考会議で行われて、それから、意向投票は逆の結果が出たけれども永田学長が再任された、こういうことがあって、私、永田学長を非難するつもりもなく、いろいろ聞いていますと、非常にいい意味でも悪い意味でも、政治的振る舞いも上手な方ですし、リーダーシップもあり、また、いろいろ改革にも取り組まれようという姿勢もあるというふうに仄聞しています。だから、別に、どの個人がというあれじゃなく、制度的にどうすべきかということをお聞きし

たいんですが、この意向投票というのがなくなっている方向性が多いという中で、意向投票の意義やまた有効性についての御見解。

それから任期のことですね。どうしても、いい人、悪い人、いい人だったら長く続けてもらいたい、悪い人だったら辞めてもらいたい、歯止めをかけるではなくて、これは、どの人が現れても、ある程度歯止めがかけられるようにすべきだと私は思うわけです。

これは、やり方によっては永遠に続けられるという危惧が一方であるわけでありまけれども、これを学内規程で、ある種、縛ってしまう、でも、学内規程は、ある種、学長がうまくやれば変えられるわけで、学内規程で縛ってしまうのがいいのか、若しくは、国が制度としてそれを、上限をキャップをかける方がいいのか。

この論点についてどのようにお考えかを、三名の皆様、それぞれにお聞きしたいと思えます。

○大野参考人 ありがとうございます。お答えしたいと思えます。

まず、意向投票に関しては、様々な形で構成員の意見分布というのを知るという意味で、重要な機会だと考えています。今も禁止はされていないと思えます。

私どもでは、総長選考会議、我々の学長選考会議ですけれども、が主催する意向投票というのはございませぬ。しかし、教育研究評議会が総長選考会議に推薦する総長候補者を選ぶ中で全学的な意見分布というのを徴しておりますので、そこで、非常に、どの方がどの程度の支持を得ているのかということには分かるようになってございます。

そういう意味で、学内の意見を徴していくということは極めて重要なことでありまして、トップダウンというお話が先ほどございましたけれども、それより私はリーダーシップ、リーダーシップは、外の環境と中の合意形成というのを丁寧に行いながら、外の環境に対応していく、あるいは先導していくということが重要だと思えます。

任期に関しても、先ほどちょっとお話を申し上げました、国立大学法人法では二年以上六年を超えないということで、再任はやってもよくて、やらなくてもよろしいということで、各大学の裁量に委ねられていて、それぞれのお考えがあるうかと思えます。

私の立場から申し上げますと、成長する公共財というふうに申し上げました。社会からの信頼を得て、大学が更に成長し、発展して、社会にお返しできる部分を増やしていくという意味では、ガバナンス、そして透明性、学内の構成員からだけではなくて、社会からの信頼も得られるようなガバナンスがこれから必要になってくるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○石原参考人 御質問ありがとうございます。私は、もう既に何度かお答えしているように、意向投票というのは、やはり、最も重要なステークホルダーである教職員、常勤、専任の教職員の意見表明の場として非常に重視するべきだというふうな考えをしております。

もちろん、大学も社会の一部ですから、社会の中からの信頼ということも大事ですけれども、ただ、大学の使命というのは、社会の中にありながら、社会から一定自立した教育と研究を行う、そういう場でありまして、世論にも左右されない部分があるべきです。あるいは、もちろん、政治権力にも左右されない自律的な学問の営み、それから教育の営みの場でございます、それを保障するためには、もちろん外部のステークホルダーとの関係も重要ですが、やはり最も重要なのは、現場を最もよく知っている教職員の意思表明というものが大事であって、この教育、研究の特性を考えたときに、教職員の信頼を得られていない学長という状態になったときは、やはりその学長は学長を続けることにふさわしくない、これが大学の組織特性だと思っておりますので、もちろん外部からの意見表明も大事ですが、やはり教職員、それから学生というところが最も重要ではないか

というふうに思っております。

任期の定めについては、これは政治権力でもそうですが、長期化するとやはりどうしても独善化や腐敗ということが起こりますので、特に学長は、何度か申し上げているように、非常に強い権限を持っています、権力を持っていますので、現状の国立大学法人法等のたてつけに即して考えますと、あるいは学校教育法のたてつけに即して考えますと、やはり任期の制限というものは設けるべきであるというふうに考えております。

○光本参考人 意向投票に関する意見は、ただいま石原参考人が言われたことに私もほぼ同意しております。特につけ加えることもないんですが、北海道大学の学長が、意向投票で選ばれたにもかかわらず解任されたということが、何か意向投票に対する信頼を下げているような感じがもしかすところあるかもしれないんですが、そこはそうではないということをお聞きしたいと思えます。

前任の名和学長が解任された経緯が、当初パワハラというふうに報道されたんですけども、パワハラについて委員会できちんと審議したかということが、情報開示請求を行った結果、されていなかったということが明らかになっております。意向投票の問題であつたことが起きていたのではないということ、つけ加えておきたいと思えます。

それから、任期につきましても、これは大野参考人が言われている、一つの解はない、恐らくそうなんだろうなというふうに私も思っています。大学が自主的に考えていけるということが大事だろうと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

続いて、光本参考人から中期目標、中期計画のお話がありました、介入についてですね。これは、入口が中期目標、中期計画であるならば、ある種の出口というのは運営交付金、財源のところがあると思えます。これは、石原先生、光本先生にお聞きしたいんですけれども。

石原先生も、事前にいただいた資料の中で、運営費交付金を通じた統制が少し問題があるんじゃないかということに触れられている資料を拝見いたしました。実際に、先ほど言及があられたように、どの大学も人件費をカットするという方向性に行かざるを得ないところを、私の母校からも聞いているわけなんですけれども、運営費交付金は、この直近十年を見ても、約八五％の大学で減少していつている。大幅な経費カットは、その他はなかなか難しいですから、やはり人件費のところを手をつけないければならない、こういう悪循環を生んでいるわけがあります。

この運営費交付金もかなり細かい査定をされるということ、かなり意向に沿った報告書なり運営というのをしなければならず、自由度がある種制限されるというふうなことも起こり得るのではないかなというふうに思いますが、この運営費交付金の在り方について、お二人から御見解をお聞きしたいと思います。石原先生、光本先生、お願いします。

○石原参考人 御質問ありがとうございます。

国立大学法人化の際の理念として、国立大学の自主性を高めるということがうたわれていたわけですが、実際は、運営費交付金が毎年一％ずつカットされるといふようなことが起こりまして、そうしますと、やはり、御指摘のように、運営費交付金の削減をどのように各種補助金等で埋めていくのか、そういうビヘービアに各大学はどうしても陥ってしまった。これはやはり反省すべき点でありまして、むしろ、大学の自主性をそこで損なうような、ある種、政治の方に顔色をうかがうような、そういうことが起こってしまった。

その結果として、人件費の削減等が起こって、この人件費等の削減が起こるということは、やはりどこかの教員を削らないといけないわけですね。そうしますと、どこかの分野の教員を削ると、それを学びたい学生にダイレクトにやはり被害が及びますので、これは非常に大きな問題である、今後やはりそうした懸念は継続するという

ふうに考えております。

○光本参考人 運営費交付金の在り方ですけれども、法人化の当初は、渡し切りの交付金という言葉がよく使われておりました。一定のまとまったお金を渡すから、自由にあとは大学で使いなさいと。これは、国立学校設置法の時代に事細かに使途が決められていたために、そのために予算が確保されているという面はあるんですけれども、非常に使い勝手が悪くて、その結果、毎年使い切れない予算をその年度の最後に慌てて使うとかいろいろ不合理が起きていた、予算の流用も難しかった、そういったことを改善するという趣旨だったと思います。

それに対して、渡し切りになったことは、よかったですという面はあると思うんですが、ただ、石原参考人も言われたように、額が非常に減らされてきているということ、それから、政府の様々な補助金が、実際にはそれだけでは事業が行えないために運営費交付金をプラスして行っているという面がありますので、運営費交付金は、渡し切りといいながら、実態は渡し切りになっていないわけですね。

ですので、やはり、大学の事態に合わせて必要額を確保していくということが最も重要なことになるだろうというふうに思っております。

○藤田委員 ありがとうございます。

大学発ベンチャーとかいうような投資も含め、寄附や投資の文化を、大学も自主性の中で創意工夫をやっているという流れですから、運営費交付金の在り方は慎重に考えないといけないといえ、今、過渡期ですから、非常に厳しいと思うんですね。

ですから、私もこれはウオッチしていきたいなということ、同じ質問を、運営費交付金の在り方について、最後に大野総長からいただけたらと思います。

○大野参考人 お答えいたします。

運営費交付金は国立大学法人の活動を支える基盤でございますので、ここについては安定的に確

保されるべきだというふうに常々考えております。

中期目標、中期計画に係った評価とそれから資源の配分というのをリンクさせるのは慎重に行うべきだという附帯決議もございますので、今現在はそのように運営されていると思います。

一方で、度々お話がありましたように、我が国では一〇％削減、それ以外の国では大学をどんどん振興しているという中で、差が開いていつてしまっていますので、そこは安定的な措置と同時に、先ほどお話がございましたような大学ファンドなど様々な工夫をして、成長する公共財を、皆様の力、御助力をいただきながら育てていきたい、育てていくべきであるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

時間になったので、終わらせていただきます。今日は、大野先生、石原先生、光本先生、本当にありがとうございます。

○左藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

参考人の皆様におかれましては、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。（拍手）

次回は、明二十一日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

令和三年六月四日印刷

令和三年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A